

# 「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」について

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課／廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染症に関しては、令和元年末に WHO から中国・武漢市における確認が発表されて以降、世界的に感染が拡大し、我が国においても令和2年1月に感染者が確認され、その後感染が拡大した結果、緊急事態宣言が発出された令和2年4月7日から5月25日まで外出や経済活動の自粛等が求められるに至った。緊急事態宣言が解除された後も、都市部を中心に接待を伴う飲食店や友人・知人との会食・飲み会を介した感染拡大が続いており、地方でも感染拡大が生じている。このため、引き続き、感染拡大防止に向けた感染対策を行うことが強く求められている。

一方で、廃棄物処理は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務とされ、緊急事態宣言時においても、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業を継続することが求められている。これまでに廃棄物処理業界においては、一般財団法人日本環境衛生センター・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにより「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」が、公益社団法人全国産業資源循環連合会により「産業廃棄物処理業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が策定され、廃棄物処理業者による取組が進められているところであるが、環境省では、廃棄物処理業者のみならず、排出者や地方公共団体を始めとする関係主体も対象に含めた上で、排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）に取りまとめた。

本号では、本ガイドラインの概要を紹介する。

本ガイドラインは環境省ウェブサイトに掲載しているもので、ぜひ、周知、活用いただきたい。

**URL** [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/202009corona\\_guideline.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf)

## 序章 新型コロナウイルス感染症に関する基礎情報

### 1 新型コロナウイルス感染症について

- ・WHOによると、潜伏期間は1～14日（一般的には5～6日）とされており、厚生労働省では、濃厚接触者は14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- ・新型コロナウイルスに感染すると、発熱、咳、鼻水や息苦しさといった呼吸器症状、頭痛、倦怠感などがみられる。

### 2 新型コロナウイルスの感染経路

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の人がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染する。
マイクロ飛沫感染	微細な飛沫である5μm未満の粒子が、換気の悪い密室等において空气中を漂い、少し離れた距離や長い時間において感染が起こる感染経路であり、会話等の際に放出されるそのような小さな唾液粒子を吸い込むことにより感染する。

### 3 一般的な感染防止・感染拡大防止策（例）

- ・①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という「3つの密」を避ける。
- ・外出時はマスクを着用する、咳エチケットを心掛ける。
- ・石けんによる手洗いやアルコールによる手指消毒を行う。
- ・十分な栄養・睡眠をとるとともに定期的な検温など、健康管理を行う。

# 本章 廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策

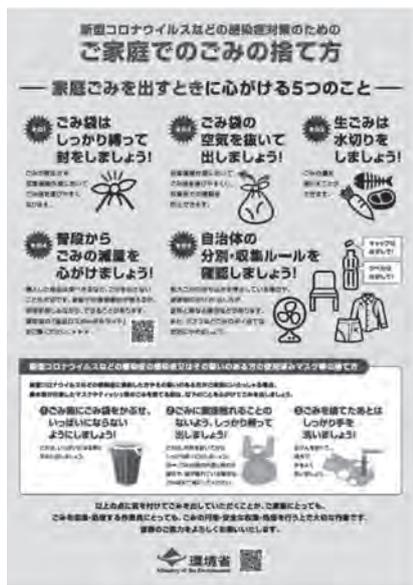
## 1 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の取扱いに関する留意点

### (1) 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の種類と特徴・排出時の留意点

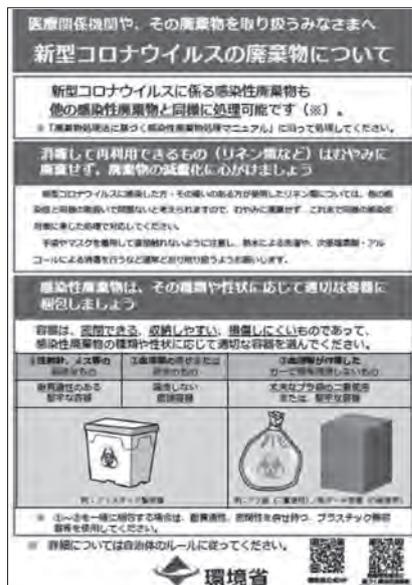
新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の種類と特徴・排出時の留意点を **表1** に示す。なお、排出時の留意点について、**図1**～**図3** のチラシを作成し周知を行っている。

**表1** 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の種類と特徴・排出時の留意点

発生場所	主な特徴 【廃棄物の区分】	排出における主な留意点
① 家庭及び事業所 (②、③を除く)	家庭及び事業所は、廃棄物処理法に定められた感染性廃棄物が排出される施設には該当しない。 <b>一般廃棄物</b> <b>産業廃棄物</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>廃棄物に直接触れない</u>、ごみ袋はごみがいっぱいになる前に<u>しっかり縛って封をして排出</u>する、<u>廃棄物を捨てた後は石けん等を使って手を洗う</u>。</li> <li>・必要に応じて<u>二重にごみ袋に入れる</u>ことも有効である。</li> </ul>
② 医療関係機関等	当該廃棄物の感染性の有無は「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に示された判断基準に基づいて行う。 <b>一般廃棄物</b> <b>産業廃棄物</b> <b>感染性一般廃棄物</b> <b>感染性産業廃棄物</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>感染性廃棄物がそれ以外の廃棄物に混入しない</u>ようにする。</li> <li>・感染性廃棄物である旨の表示をする。また、廃棄物の種類や性状に応じた容器を選び、<u>容器に入れた後は密閉</u>する。</li> <li>・腐敗するおそれのある廃棄物は、<u>冷蔵庫・冷凍庫に入れる</u>など腐敗しないようにする。</li> <li>・特段の理由がない限り新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物をその他の感染性廃棄物と区別して排出する必要はない。</li> </ul>
③ 宿泊療養施設	当該施設は、医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物処理法に定められた感染性廃棄物が排出される施設には該当しない。 <b>一般廃棄物</b> <b>産業廃棄物</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>廃棄物に直接触れない</u>、ごみ袋はごみがいっぱいになる前に<u>しっかり縛って封をして排出</u>する、<u>廃棄物を捨てた後は石けん等を使って手を洗う</u>。</li> <li>・必要に応じて、<u>二重にごみ袋に入れる</u>ことも有効である。</li> <li>・新型コロナウイルス感染者等が使用したリネン類について、<u>感染防止策を講じた上で、再利用できるものはむやみに捨てない</u>。</li> </ul>



**図1** ご家庭でのごみの捨て方



**図2** 新型コロナウイルスの廃棄物について



**図3** 宿泊療養施設の廃棄物を取り扱うみなさまへ

## (2) 廃棄物の処理等における留意点

廃棄物の処理等における留意点を **表2** に示す。

**表2** 廃棄物の処理等における留意点

	感染防止策（例）
① 処理作業等 及び事務作業 における共通の 対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止3つの基本（身体的距離の確保、マスク着用、手洗い）を含む新しい生活様式を実践する。</li> <li>・十分な休養、規則的な生活、定期的な体温測定等による体調管理に留意する。</li> <li>・通勤ラッシュを避け（時差出勤、自転車通勤、在宅勤務等）、通勤時はマスクを着用する。</li> <li>・家族に陽性の方が出るなどにより濃厚接触者とされた従業員は自宅待機とする。</li> <li>・共用物品等の消毒、人混みや繁華街への不要不急な外出の自重、帰宅時の手洗い・うがい等を徹底する。</li> </ul>
② 処理作業等 における対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物に接触する作業では、手袋、マスク、その他防護具、肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）を着用する。（※夏季には、熱中症にも留意）</li> <li>・作業終了後は、手洗い、手指消毒等を行う。</li> <li>・運搬車両や施設等のうち手や手袋等の防護具が触れる箇所の清掃、消毒を実施する。</li> <li>・休憩、着替え、車両による移動等の際は、3密の回避、換気を実施し、マスク未着用での近距離での会話を自重する。</li> <li>・個人防護具の脱衣時に、素手で手袋等の外面に触れない。</li> <li>・脱衣時に裏返ししながら脱ぐことや着用時以外には個人防護具を袋に入れるなどしてウイルスが付着しないように保管する、それぞれの動作の順序に留意する。</li> </ul>
③ 事務作業 における対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な範囲で在宅勤務を実施し、事務所内を定期的に清掃、消毒する。</li> <li>・訪問者の立入を制限する、訪問者氏名を把握し必要に応じて連絡できるようにする。</li> <li>・訪問者に対して事務所入室前に体温測定をし、発熱がある場合には入室を禁止する。</li> <li>・接客や窓口業務は、従業員、訪問者ともにマスク着用、手洗い・手指消毒を実施する。</li> <li>・事務作業スペースにおいて、対人距離の確保をすることやプラスチック等の仕切りを設置する。</li> <li>・出張や会議は、電話会議やビデオ会議を活用する。</li> <li>・やむを得ず出張等をする場合には、出張先の面会相手や移動経路等について記録する。</li> </ul>

## 2 新型コロナウイルス感染症に伴う想定されるリスクと各主体が取るべき措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、廃棄物の適正処理に関して次のようなリスクが想定される。

- ・感染性廃棄物や家庭ごみの発生量増大による感染性
- ・廃棄物等の収集・運搬や処理施設のひっ迫
- ・防護具不足や作業員感染、処理業者の経営悪化等に伴う廃棄物処理の停止による廃棄物処理の停滞・ひっ迫
- ・都道府県や市町村の職員の感染に伴う委託・許可事務手続きの停滞

各主体が取るべき措置を **表3** に示す。

**表3** 各主体が取るべき措置

排出者	廃棄物処理業者	市町村	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭等では、廃棄物に直接触れず、ごみ袋の空気を抜いてしっかり縛って排出</li> <li>・医療機関等の感染性廃棄物については、廃棄物処理法の処理基準に従って排出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業継続計画の策定</li> <li>・感染拡大時等には、事業継続計画にしたがって対応</li> <li>・定期的な事業継続計画の点検・改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理業者、排出者等に対し、国の通知、マニュアル、Q &amp; A、チラシ等の周知</li> <li>・一般廃棄物の統括的な処理責任の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内市町村、処理業者、排出者等に対し、国の通知、マニュアル、Q &amp; A、チラシ等の周知</li> <li>・適正かつ円滑な廃棄物処理の推進</li> </ul>